

令和3年9月定例会議事録

令和3年  
第9回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年9月8日(水) 午後7時～午後7時15分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(16名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第5 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第6 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第7 報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男 農政課長 安田 裕治

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 横山 健司 農地係長 片山 真理子

## 7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名全員で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第9回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

---

### 第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、14番委員及び1番委員を指名する。

---

### 第2 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号24番と25番については、譲受人が同じ方であるため、まとめてご説明致します。

まず、番号24番は、農地の贈与であり、申請地は合計面積316㎡の2筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

続いて、番号25番は、農地の売買であり、申請地は面積661㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が5,085.2アールあり、羽島市の定める

別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約150mから1kmの範囲内にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上2件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第32号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第32号について、許可決定いたします。」

---

### 第3 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで引き続き退席を命じる。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号32番について、転用事業者は高齢者向けのグループホームやデイサービスなどの社会福祉事業を経営しており、申請地に新たにデイサービスの施設を建築したいとの申請です。

申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となるため原則不許可となりますが、例外的許可事由である農地法施行規則第37条の『公益性が高いと認められる事業』に該

当するため、許可相当となるものです。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第33号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第33号については、許可相当として意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

---

#### 第4 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議 長 『議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号454番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号454番については、〇〇〇〇さんが、999㎡について利用権設定をするものです。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第34号の内、番号454番について、異議がないものとして意見を決定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第34号の内、番号454番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

続いて、議案第34号の内、番号455番から459番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号455番から459番については、〇〇〇〇さんが、合計面積6,572㎡について利用権設定をするものです。  
以上5件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第34号の内、番号455番から459番について、異議がないものとして意見を決

定すること賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第34号の内、番号455番から459番については、異議がないものとして意見を決定致します。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、入室)

第 5 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 6 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 7 報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。